

小諸市動物園 開園 100 周年記念口ゴの利用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、「小諸市動物園 開園 100 周年記念口ゴ」(以下「100 周年記念口ゴ」という。) の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この規程において 100 周年記念口ゴとは、別記の図案とする。

(100 周年記念口ゴに関する権利)

第3条 100 周年記念口ゴに関する一切の権利は、小諸市(以下「市」という。)に属する。

(利用の申請)

第4条 100 周年記念口ゴを利用しようとする者は、市が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ小諸市長(以下「市長」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請(様式第 1 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 100 周年記念口ゴの利用状況がわかる完成見本または、写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第5条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し当該利用が小諸市動物園 開園 100 周年記念事業に寄与すると認められるとときは、利用の許諾をすることができる。この場合において市長は必要があると認める場合には、100 周年記念口ゴの利用方法その他について、条件を付けることができる。

2 市長は、利用の許諾を行ったときは、利用許諾書(様式第 2 号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第6条 100 周年記念口ゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害する者と認められる場合
- (3) 第三者の利用を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に定める営業を行うものが使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 100 周年記念ロゴの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 100 周年記念ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 100 周年記念ロゴの著しい変形その他 100 周年記念ロゴの利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第 7 条 100 周年記念ロゴの利用料については無料とする。

(地位の承継)

第 8 条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を継承することができる。

(利用上の遵守事項)

第 9 条 第 4 条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係わる物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第 4 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 100 周年記念ロゴを用いた商品等利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号(小諸市動物園 開園 100 周年記念ロゴ〇〇〇〇)を使用箇所に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第 10 条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第 3 号)を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(様式 4 号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場

合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) 100周年記念ロゴの利用継続が不適当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定による利用の許諾を取り消すことにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 市長は、利用者に100周年記念ロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係わる経費又は役務を負担しない。

(損失補償の負担)

第14条 市は、100周年記念ロゴの利用の許諾をしたことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、100周年記念ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わない、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、100周年記念ロゴの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市は、100周年記念ロゴの利用の許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、100周年記念ロゴの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(利用の期間)

第16条 100周年記念ロゴの利用の期間は、利用許諾日から令和9年3月31日までとする。

(事務)

第17条 この規程に定めるもののほか、100周年記念ロゴの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年12月26日から施行する。

(別記) 小諸市動物園 開園 100 周年記念ロゴ



(ロゴに使用できるキャラクター)

※キャラクターの入れ替えは可能です。

